

様式第 4 号の(1) (第 7 条関係)

金 銭 消 費 貸 借 契 約 書

平成 年 月 日、武蔵野市（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。)
との間に次のとおり契約を締結した。

第 1 条 甲は、乙の財団法人武蔵野市福祉公社との契約による家事援助等給付に要する費用について
次のとおり乙に貸し付ける。

- (1) 貸付限度額 円
- (2) 交付方法 甲は、乙が財団法人武蔵野市福祉公社との契約による家事援助等給付に要した費用の請求書を添えて資金を請求する場合、これを乙に交付する。
- (3) 交付時期 資金の交付時期については、次の表のとおりとする。

| 交付対象期間 | 交付期日 |
|----------------|-----------|
| 3 月分から 5 月分まで | 6 月 25 日 |
| 6 月分から 8 月分まで | 9 月 25 日 |
| 9 月分から 11 月分まで | 12 月 25 日 |
| 12 月分から 2 月分まで | 3 月 25 日 |

ただし、交付期日が日曜日、祭日及び金融機関の休日にあたる場合は、その前日とする。

- (4) 利率 武蔵野市福祉資金貸付条例施行規則（以下「規則」という。）第 9 条の規定により、毎年 3 月 1 日現在の銀行の長期プライムレートを適用する。
- (5) 契約期間 本契約締結日から 年 月 日まで。ただし、甲、乙ともに終了期限の 3 か月前に本契約を終了させる意思表示のない場合は、さらに期間を 1 年間延長し、以後も同様とする。
- (6) 償還期限 本契約終了期日（マンションについては、築 23 年を経過した場合、その日の属する月の末日）
- (7) 償還方法 償還期限が到来したときは、乙は、速やかに貸付金及び利息の全額を償還する。
- (8) 遅延損害金 償還を怠った場合は、償還すべき金額に対し、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、年 14.6%（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）の割合で計算して得た遅延損害金を支払う。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは支払わないことができる。

第 2 条 乙は、上記債務を担保するため、その所有する別紙物件目録にある物件（以下「本件物件」という。）のうえに次のとおり根抵当権を設定し、その登記をする。

- (1) 極 度 額 円
- (2) 被担保債権の範囲 継続的金銭消費貸借契約による債権
- (3) 確 定期日 定めない

第 3 条 乙は、第 1 条に定める債務の担保のため、本件物件につき代物弁済の予約をし、所有権移転請求権保全の仮登記をする。

第 4 条 乙は、甲の書面による承諾なしに本件物件を譲渡し、又は貸借権の設定その他一切の法律上及び事実上の処分をしてはならない。

第 5 条 乙は、本件物件につき原因のいかんにかかわらず、変更、損傷、滅失その他の異動を生じ、その価額が減少し又は根抵当権に不利益を及ぼす恐れのある事実が生じた場合は、直ちにその旨を甲に対し通知する。

第 6 条 乙は、償還期限前であっても、それまでの貸付元利金を弁済し、この契約を解除することができる。

第 7 条 乙は、担保となった建物につき甲の指示により火災保険契約を締結し、その保険金請求権について甲のために質権を設定する。

第 8 条 乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、甲は貸付けを中止し、貸付契約を解除し、貸付元利金債務の全部の弁済を即時請求することができる。

- (1) 偽りの申込みによって貸付けを受けたとき。
- (2) 貸付金を目的以外に使用したとき。
- (3) 貸付元利金額が担保となった物件の債権極度額に達したとき。
- (4) 担保となった物件を、甲の書面による承諾なしに他に譲渡し、又は貸与する等の法律上又は事実上の処分をしたとき。
- (5) 乙が、強制執行、仮差押、仮処分若しくは競売の申立を受け、又は乙に対し破産の申立があったとき。
- (6) 担保となった物件が法令により収用され、又は使用されたとき。
- (7) 前各号のほか契約を継続しがたい事情が発生したとき。

第 9 条 前条の規定により甲がこの契約を解除したため、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその賠償の責に任じない。

第 10 条 甲が本契約につき公正証書の作成を求めたときは、乙はこれに応じなければならない。

第 11 条 乙は、契約書又は公正証書の作成、根抵当権の設定又は抹消の登記手続、質権の設定その他の資金貸付手続に関し必要な一切の費用を負担する。

第 12 条 前各条のほか、この契約に関しては武蔵野市福祉資金貸付条例及び武蔵野市福祉資金貸付条例施行規則によるものとする。

この契約を確定するために本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各 1 通を保有する。

年 月 日

当事者 甲 武蔵野市

代表者 武蔵野市長

当事者 乙 住所 武蔵野市 丁目 番 号

氏 名